

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一

○建築基準法による意見の聴取(二件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第二課)…一

○都道の区域変更(二件)……………

……………(建設局道路管理部路政課)…二

告示 (海区漁調)

○東京海区における釣漁法の制限……………五

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………五

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

告示

●東京都告示第七百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第二百三十三号

東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二・七十四号松本二丁目公園

三 事業施行期間 変更なし

四 事業地 取用の部分

平成二十八年東京都告示第四百四十号及び平成二十九年東京都告示第二百三十三号の事業地のうち、江戸川区松本二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第七百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条

第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に對

し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と

なる処分についての利害関係を記した書面を提出してくだ

さい。

平成二十九年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十二月一日(金曜日)午後四時から

二 公聴会を行う場所 狛江市役所狛江市防災センター四階四〇一会議室

狛江市和泉本町一丁目一番五号

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当

(東京都立川合同庁舎二階) 立川市錦町四丁目六番三号

電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 狛江市和泉本町一丁目一番五号

所氏名 狛江市

建築敷地 狛江市猪方三丁目五百三番四号

地域地区 第一種低層住居専用地域

等

申請の概要

工事種別 新築

及び用途 遺跡(石室)保存覆屋

敷地面積 約二百四十二平方メートル

建築面積 約十八平方メートル

延べ面積 約十八平方メートル

構造及び 鉄骨造

階数 地上一階

高さ 一・六三メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第七百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十二月一日(金曜日) 午前十時から

二 公聴会を行う場所 東京都小平合同庁舎二階第二会議室
小平市花小金井一丁目六番二十号

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当(東京都小平合同庁舎一階)
小平市花小金井一丁目六番二十号
電話〇四二(四六四)〇〇一〇

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都知事 小池 百合子

建築敷地 小平市花小金井六丁目九十三番二及び九十五番二

地域地区 第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種高度地区、
二十五メートル第二種高度地区及び法第二十二条区域

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 消防署
敷地面積 約九四〇平方メートル
建築面積 約四七七平方メートル
延べ面積 約一、〇八一平方メートル
構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか
地上四階ほか
高さ 一二・九五メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第七百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

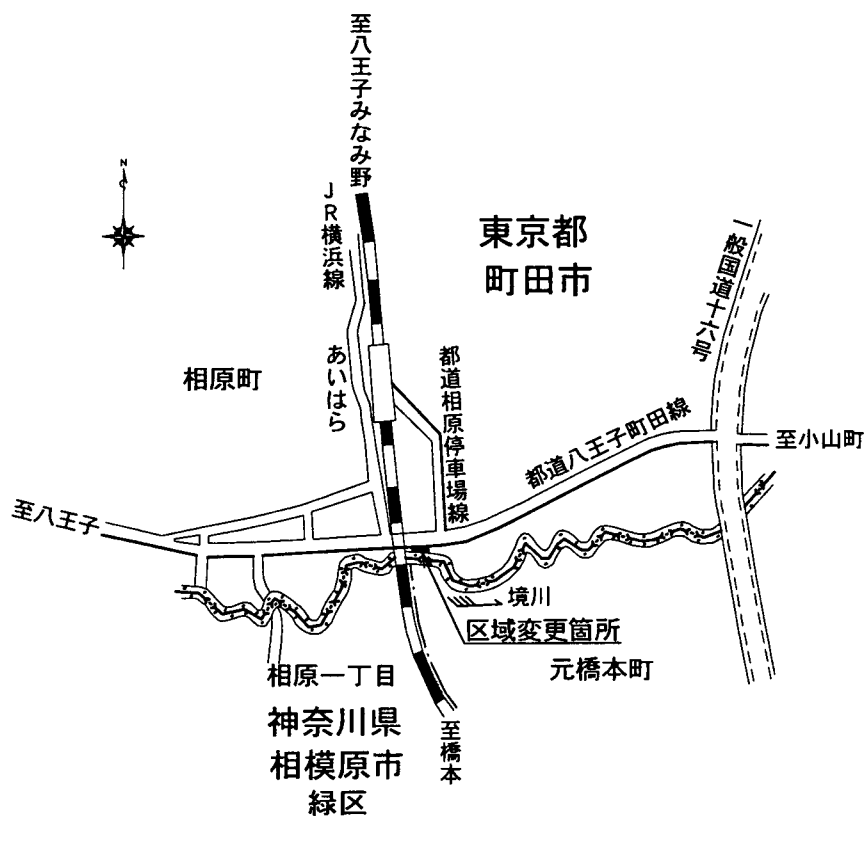
一 路線名 八王子町田

二 変更の区間 町田市相原町字吉川千二百二十九番一地
先から同所千二百二十五番二地先まで

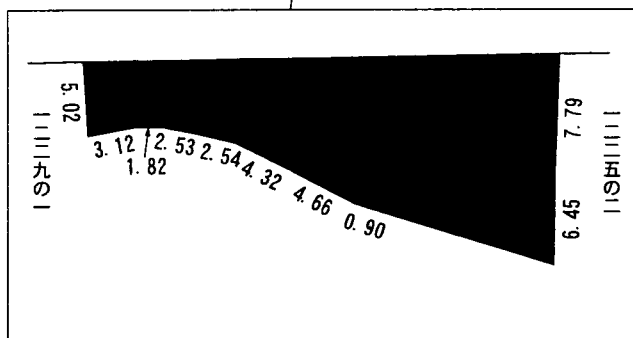
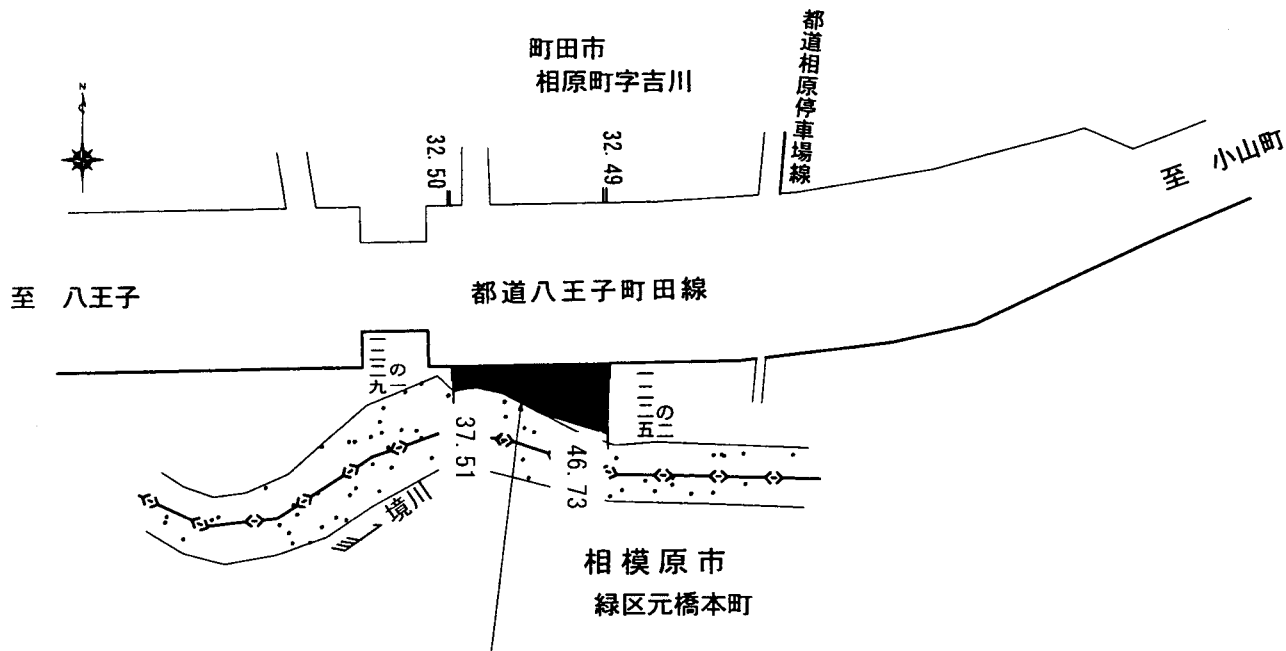
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子町田線区域変更略図
町田市相原町地内

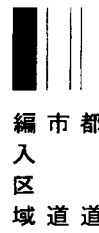


編入区域	延長	面積
市道	31.71メートル	271.58平方メートル
都道		
一般国道		

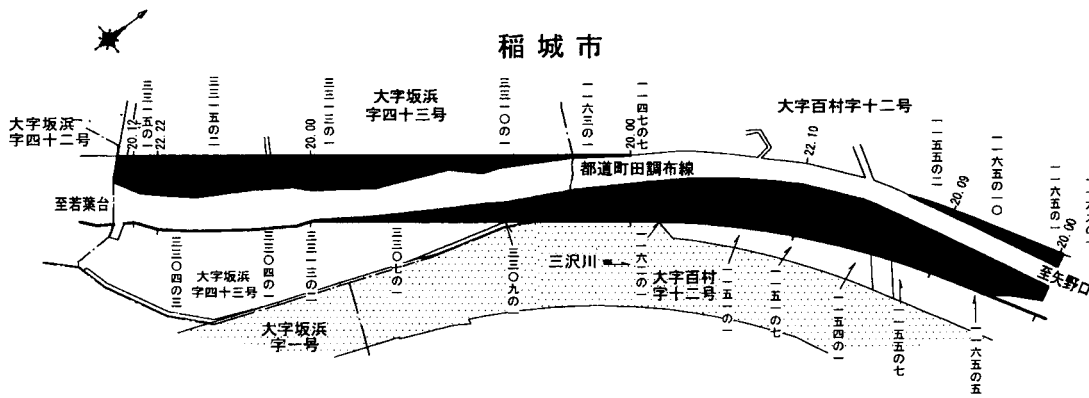
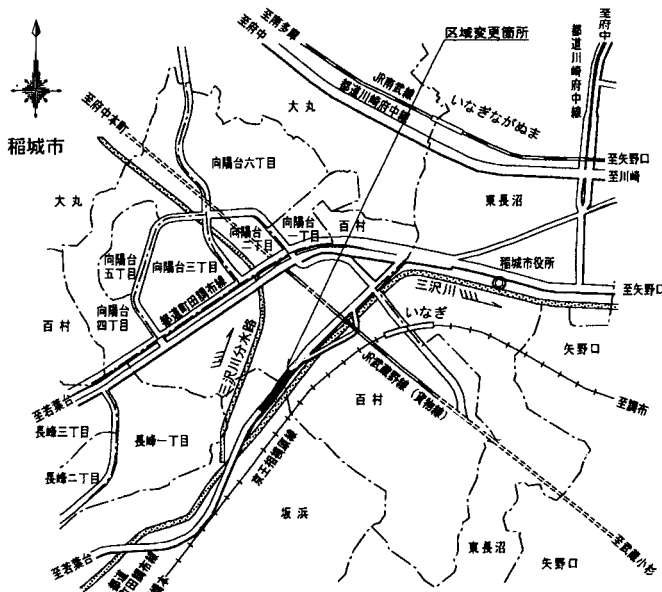


別図

都道町田調布線区域変更略図
稲城市大字坂浜、大字百村



延長 二八七・五九メートル
面積 三、三四九・九一平方メートル



●東京都告示第七百二十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年十一月二十二日から起算

して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十九年十一月二十二日
東京都知事 小池 百合子
一 路線名 町田調布

二 変更の区間 稲城市大字坂浜字四十三号三千三百十五番一地从り同市大字百村字十二号千五百六十九番一地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

平成二十九年十一月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ(餌虫類を除く。)を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十九年十二月七日から平成三十年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)(における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。))について、次のとおり指示する。

平成二十九年十一月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 平成三十年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百二十一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十一隻

神奈川県 六隻

千葉県 五十七隻

その他の県 十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

船ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十年六月三十日までに、委員会が別に定める操業報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ロイヤルホームセンター足立

二 店舗所在地 足立区堀之内一丁目六百十八番一ほか

三 設置者名 ロイヤルホームセンター株式会社

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十九年十月二十三日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年十一月二十二日から同年十二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 発

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

